

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	自動車・オートバイ部品工場における照明設備の更新
排出削減事業者名	株式会社 飯野製作所
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	田島工場 (福島県南会津郡南会津町糸沢字森前 511 番地)
事業の概要	田島工場において、既存の照明設備である蛍光灯、水銀灯等から HID 等の高効率照明器具に更新する。これにより、省エネを進め、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数使用】 2012 年度：35 tCO <sub>2</sub> /年 事業実施期間合計：35 tCO <sub>2</sub> 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2012 年度：27 tCO <sub>2</sub> /年 事業実施期間合計：27 tCO <sub>2</sub>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 2 月 12 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：田島工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年2月19日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを関係者等への質問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、担当者への質問及び検算により、全体で3.2年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（工場稼働時間、電気料金伝票等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資については、補助金は受領していないことを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者の事業実施場所では自動車・オートバイの各種部品の製造を行っており、田島工場内の各単位工場で稼働時間が決められている。省エネを事業者は企業の課題としている。この度、省エネ及び地球温暖化ガス削減のため、高効率照明の導入（蛍光灯等からHID等への代替）の導入を計画した。また、国内クレジットの活用により投資の採算性向上を図ることとしている。</p> <p>以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「照明設備の更新：方法論番号：006」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしている</p>

要件	審査手続き
	<p>ことを確認した。</p> <p>●照明設備の更新：方法論番号：006</p> <p>適用条件1：本事業実施前の既存設備の仕様書の閲覧、実施後の導入設備の仕様書および工事申請書類の閲覧、現地目視によって、既存よりも省電力の照明設備に更新することを確認した。</p> <p>適用条件2：本事業による設備更新を行わなかった場合、事業実施前の既存設備を継続利用することが可能であったことを関係者等への質問により確認した。</p> <p>適用条件3：本事業実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量として設備の稼働時間が選定され、照明設備の消費電力と設備稼働時間により電力使用量を把握できることとしており、適用条件3を満たすとしたことは合理的と判断した。設備稼働時間をモニタリングできることを現地目視及び関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、関連書類（仕様書等）の閲覧及び関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の2倍を超えていないことを関連書類（設置機器の銘板、設計図面等）の閲覧及び関係者等への質問により確認した。</p>

#### 4. 特記事項

特になし。

以上